騒音規制法に規定する特定建設作業

１．　**くい打機**（もんけんを除く。）**くい抜機又はくい打くい抜機**（圧力式くい打くい抜機を除く。）**を使用する作業**（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）

・エアーハンマ　　・油圧ハンマ　　・パイルエキストラクタ

・ドロップハンマ　　・スチームハンマ　　・ディーゼルハンマ

・　振動くい打機（振動パイルドライバ, バイブロハンマ）

２．　**びょう打機を使用する作業**

・リベットハンマ（リベッター, リベッティングハンマ，リベットガン）

３．　**さく岩機を使用する作業**（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間最大距離が５０ｍを超えない作業に限る。）

・ハンドハンマ　　・ブレーカー　　・ドリフタ

・ストーパ　　・レッドグリル　　・ジャックハンマ

４．　**空気圧縮機**（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動力の定格出力が１５KW以上のものに限る。）**を使用する作業**（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

・　エンジン駆動型

＊　さく岩機の動力源として空気圧縮機が使用される作業は、さく岩機を使用する作業として扱う。

５．　**コンクリートプラント**（混練機の混練容量が０．４５立方メートル以上のものに限る。）**又はアスファルトプラント**（混練機の混練容量が２００㎏以上のものに限る。）**を設けて行う作業**（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業は除く）

・　コンクリートプラント　・アスファルトプラント

６．　**バックホウを使用する作業**（原動機の定格出力が８０KW以上のものに限る。）

７．　**トラクターショベルを使用する作業**（原動機の定格出力が７０KW以上のものに限る。）

８．　**ブルドーザーをしようする作業**（原動機の定格出力が４０KW以上のものに限る。）

＊　６～８については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境省が指定するもの（超低騒音型・低騒音型として指定を受けている）は除く

振動規制法に規定する特定建設作業

１．　**くい打機**（もんけんを除く。）**くい抜機又はくい打くい抜機**（圧力式くい打くい抜機を除く。）**を使用する作業**（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）

２．　**鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業**

３．　**塗装版破砕機を使用する作業**（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る。）

４．　**ブレーカー**（手持ち式のものを除く。）**を使用する作業**（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日おける当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る。）

特定建設作業に係る規制基準

規制項目	基準値	作業時間	作業期間
騒音規制法	８５ｄＢ以下	１９～７時禁止 １日10時間以内	連続６日以内 日曜休日原則禁止
振動規制法	７５ｄＢ以下	１９～７時禁止 １日10時間以内	連続６日以内 日曜休日原則禁止

注意事項

１．　特定建設作業を実施する場合、作業を開始する**７日前までに**特定建設作業実施届出書を出して下さい。（厳守）

２．　特定建設作業実施届出書の添付書類として、**工程表・平面図・見取図・使用する機械のカタログ**を添付してください。

３．　同一の工事で複数の特定建設作業が実施される場合は、種類ごとに届出が必要です。

４．　特定建設作業を実施するにあたっては、作業開始前に近隣の住民並びに自治会に工事の説明等を行い、工事に対する理解を求め、騒音や振動の苦情が発生しないように十分に留意してください。また、苦情が発生した場合速やかに、防止策を講じて、対処してください。

問い合わせ先　　宇陀市　環境対策課
℡　０７４５－８２－２２０２